

# 郡山市住生活基本計画【概要版】

## 【住生活基本計画】

住生活基本法で義務付けられた国及び都道府県が作成する計画 ※市町村は、国の計画の中で策定が必要とされている。

## 【計画期間】 国、県の計画を踏まえ2018年度から2025年度の8年間

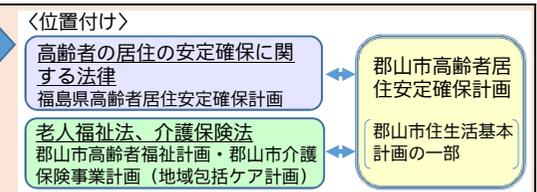
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
国-住生活基本計画（全国計画）住生活基本法第15条 2016年3月策定									
福島県住生活基本計画 住生活基本法第17条 2016年11月策定									
郡山市住生活基本計画									

## 【策定スケジュール】

2017年5月	2018年1月	2月	3月	4月
空家等対策審議会(外部委員) 第1回 5/29	第2回 11/9	第3回 1/11	各派 会長会 コメン トック	第4回 3/26
計画検討会(庁内組織)	第1回	第2回	第3回	第4回

## 施策体系

基本理念	豊かで快適な住生活を営むことができる、魅力あるまちの実現	【人】	目標1 子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる住まいの実現	(1)安心して子育てできる住宅・住環境の形成	市営住宅の優先入居等の関連施策など子ども部局と連携を図り、子育て世帯の住生活の向上に努めていく。	
			目標2 住まいの安定的な確保	(2)高齢者等が安心して暮らすことのできる住宅・住環境の形成 ①高齢者が安心して暮らすことのできる住宅・住環境の形成 ②障がい者が安心して暮らすことのできる住宅・住環境の形成	①高齢者居住安定確保計画として住生活基本計画の一部に位置づけ、福祉部局と連携を図り、高齢者の住生活の向上に努めていく。 ②市営住宅の優先入居等の関連施策など福祉部局と連携を図り、障がい者の住生活の向上に努めていく。	
		【住宅】	目標3 良質な住まいづくりの実現	(1)市営住宅の効率的な改修・維持管理による長寿命化・再整備の推進	既存ストックの長寿命化、PPP/PFI等民間活力を活用した市営住宅の再整備を検討していく。	
				(2)空き家と民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの促進	居住支援協議会等と連携を図り、住宅セーフティネットの充実を検討していく。	
			目標4 空家等の適切な管理・利活用の推進	(1)災害に強い住宅の促進	建物の耐震化、火災や浸水被害軽減の対策等、災害に強い住宅を促進していく。	
		(2)質の高い住宅への更新・供給の促進		建物の適切な維持管理やリフォーム、省エネ化等の取り組みを促進していく。		
		(1)民間団体と連携した空家等対策の推進(適切な登記の促進等)		建築・不動産関係等の民間団体と連携した相談体制や適切な登記等の促進、空家等の物件情報の発信などの取り組みを推進していく。		
		【環境】	目標5 良好な居住環境の実現	(2)空家等の有効活用の促進	空家を含め既存住宅の情報の提供を図り、住宅の流通を活性化し空家等の有効活用を促進していく。	
				(3)危険な空家等への計画的な対応	適正に管理されていない危険な空家は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、空家データベースを活用し、指導・啓発を推進していく。	
				(1)災害や犯罪に強い安全・安心な居住環境の形成	全ての人たちが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを進めるセーフコミュニティの取り組みや集中豪雨に対する浸水対策、自主防災組織の支援、防災意識の向上等の防災の取り組みを推進していく。	
					(2)コンパクトシティ等まちづくりと連携した居住の促進	居住・都市機能誘導等のコンパクト&ネットワーク都市構造のまちづくりに向けた取り組みを推進していく。
					(3)景観に配慮したまちづくりの促進	周囲のまちなみや自然環境と調和し、快適な生活環境を築くため、市民等との協働による環境向上に取り組んでいく。



成果指標 国、県の住生活基本計画の項目を踏まえ、本市の目標に合わせ統計データ等により現状把握・フォローアップ可能なものを設定。 市営住宅の供給目標量 国の公営住宅供給目標量設定支援プログラムにより算出。過去3年間の平均募集戸数は250戸であり今後も同水準の供給を行う場合、供給目標量を満たす。 ・市営住宅の供給目標量 2,292≒2,300戸(年平均230戸)